

新・札幌市バリアフリー基本構想の改定について

1 新・札幌市バリアフリー基本構想

○新・札幌市バリアフリー基本構想（平成21年3月策定、平成23年度・平成26年度に改定）

平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、札幌市の上位計画等と整合を図りながら、市内のバリアフリー化を重点的、一体的、継続的に進めるため、事業実施に向けた基本方針や、年次目標、重点整備地区等を定めるもの。

2 新・札幌市バリアフリー基本構想において定める主な事項

(1) 重点整備地区の指定

・札幌市内の地下鉄駅及び、平均利用者が5,000人/日以上の子JR駅等について、周辺施設の配置状況等を考慮し、核となる施設（駅、区役所）から概ね半径500mの範囲を「重点整備地区（バリアフリー化を重点的、一体的、継続的に進めていく地区）」として53地区を指定。

(2) 生活関連施設・経路の設定

・バリアフリー法に基づき、生活関連施設（公共施設や大規模な商業施設、病院など）を設定し、重点整備地区内の核となる施設（駅、区役所）から、生活関連施設への経路及び生活関連施設間の経路を生活関連経路（移動円滑化すべき経路）として設定。

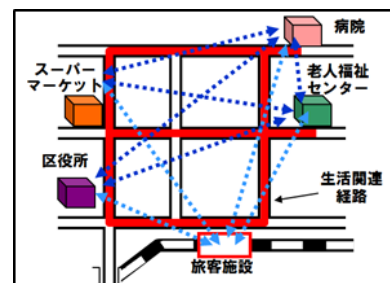


図 生活関連経路の設定イメージ

(3) 各施設の整備の考え方（下表）

新・札幌市バリアフリー基本構想で定める各施設の移動円滑化の考え方（例）

- ・旅客施設：平均利用者3,000人/日以上の子鉄道駅や電停、バスターミナルを移動円滑化（エレベーター、多目的トイレ設置等）
- ・車両等：車いすスペース設置、ホームドア設置、低床車両やノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入等
- ・道路：重点整備地区内の生活関連経路の勾配緩和や点字ブロック設置、駅自由通路へのエレベーター設置等
- ・信号機等：主要な生活関連経路における音響式信号機の設置や歩行者青時間の延長等
- ・路外駐車場：障がい者等用駐車スペースの設置、マナー啓発等

3 基本構想の改定について

○札幌市の状況

- ・前回の改定（平成26年度）から生活関連施設の立地状況等が変化しているため、現状に合わせた更新が必要。
- ・オリンピック・パラリンピックの招致を契機とした共生社会の実現に向けて、さらなるバリアフリー化の推進が必要。
- ・冬期間の乗継における移動円滑化への対応が課題となっている。

○国の動き

- ・平成30年5月に改正バリアフリー法が公布となり、ガイドラインが改正されるなど、バリアフリーに係る新たな観点（移動円滑化された経路の複数確保等）が示されていることから、対応が必要。

4 改定の方向性について

令和元年度より、新・札幌市バリアフリー基本構想の改定に係る検討(下記参照)を開始し、令和2年度までの改定を目指す。

①重点整備地区の拡充

- 施設の配置状況や、周辺地域の開発状況、立地適正化計画等の計画との整合性を踏まえ、重点整備地区のエリアを拡大する検討をする。

②生活関連施設の見直し

- 現在生活関連施設に位置付けられていない大規模駐車場や、観光施設について、利用状況や必要性を考慮しながら、生活関連施設への位置づけを検討する。
- 都心部のホテル建設ラッシュなど、施設の新築や改廃状況の更新を行う。

③生活関連経路の見直し

- 生活関連施設の新築や改廃状況に合わせた施設および生活関連経路の見直しを行う。
- 冬期や悪天候等の移動を考慮し、地下通路や空中歩廊の生活関連経路への位置付けを検討する。

<参考> 札幌市内の移動円滑化の整備状況

